（記載上の注意）
1　会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該認可特定保険業者の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の４に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。
2　報酬等とは、報酬その他の職務遂行の利益として受ける財産上の利益をいう。
3　以下の事項を「その他」欄に記載すること。
①　会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務をいう。）の内容
②　会計監査人が過去２年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（認可特定保険業者が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）
③　会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
4　辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会（一般財団法人にあっては、評議員会）の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」欄に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」欄に次に掲げる事項（当該事業年度よりも前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）を記載すること。
①　辞任した旨又は解任された旨
②　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第71条第３項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第71条第３項）の理由があるときは、その理由
③　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４項において読み替えて準用する同条第１項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第１項）の意見があるときは、その意見の内容
④　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項）の理由又は意見があるときは、その理由又は意見

第２　附属明細書

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）附属明細書

1　損益の状況

（単位：千円、％）

項　　目	短期保険	長期保険				合　計
		第三分野保険	年金保険等	その他	小　計	
1　保険料						
2　再保険収入						
3　支払備金戻入額						
4　責任準備金戻入額						
5　資産運用収益						
6　その他経常収益						
7　保険金・年金						
8　解約返戻金						
9　その他返戻金						
10　再保険料						
11　支払備金繰入額						
12　責任準備金繰入額						
13　資産運用費用						
14　事業費						
15　その他経常費用						
16　準用保険業法第113条繰延額（△）						
17　粗経常損益						
18　契約者配当準備金戻入額						
19　契約者配当準備金繰入額						
20　経常損益						
21　契約者配当還元率（％）						

（記載上の注意）
1　短期保険及び長期保険の双方の引受けを行う場合にのみ記載すること。
2　「準用保険業法第113条繰延額」とは、改正法附則第４条第１項及び第２項において読み替えて準用する法第113条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。
3　「粗経常損益」とは、上表の１から６までの合計額から同表の７から16までの合計額を控除して得た金額をいう。
4　「経常損益」とは、粗経常損益の額と契約者配当準備金戻入額の合計額から契約者配当準備金繰入額を控除して得た金額をいう。
5　「契約者配当還元率」とは、契約者配当準備金繰入額から契約者配当準備金戻入額を控除して得た額を粗経常損益で除して得た率をいう。

2　その他重要事項

（記載上の注意）
その他損益の状況の内容を補足するために必要な事項はその項目を掲げて記載すること。

第３　貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（認可特定保険業者）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
金銭の信託		契約者配当準備金	